

Q839. 変形労働時間制とは、どのような制度ですか。その制度を利用するとどのようなメリットがありますか。

変形労働時間制とは、単位となる期間内の法定労働時間の総枠内において、特定の日又は週について、あらかじめ法定労働時間を超えた所定労働時間を定めて労働者を働かせても、法定労働時間外の労働としては扱わないとする制度です。その単位となる期間は、1年（以内の一定期間）、1ヶ月（以内の一定期間）、1週間の3種類があります。

変形労働時間制のメリットは、特定された期間の所定労働時間の範囲にとどまる限り法定労働時間を超えて労働させても時間外割増賃金を支払う必要がなくなり、また、繁忙期・閑散期に合わせた柔軟な労働時間を構築することができる点にあります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成